

○阪南大学学則

(昭和40年4月1日制定)

改正	昭和43年4月1日	昭和47年4月1日	昭和50年4月1日
	昭和51年4月1日	昭和52年4月1日	昭和53年4月1日
	昭和54年4月1日	昭和55年4月1日	昭和56年4月1日
	昭和57年4月1日	昭和58年4月1日	昭和60年4月1日
	昭和61年4月1日	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日
	平成元年4月1日	平成2年4月1日	平成3年4月1日
	平成3年10月1日	平成4年2月1日	平成4年4月1日
	平成5年4月1日	平成6年4月1日	平成7年4月1日
	平成8年4月1日	平成9年4月1日	平成10年4月1日
	平成11年4月1日	平成12年4月1日	平成13年4月1日
	平成14年4月1日	平成15年4月1日	平成16年4月1日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日	平成19年4月1日
	平成20年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成26年2月27日	平成27年2月26日	平成27年2月26日
	平成27年2月26日	平成28年3月4日	平成29年3月8日
	平成29年3月8日	平成30年3月26日	令和6年3月7日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法の精神に則り、学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、意欲と自主性に満ち、総合的な分析・判断能力をもって、国際化・情報化時代に活躍できる人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究、管理運営等について自己点検・評価を行う。

2 自己点検・評価の実施組織、点検・評価項目、評価方法等必要な事項については、別に定める。

(学部・学科及び目的)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

経済学部	経済学科
経営学部	経営学科
総合情報学部	総合情報学科
国際学部	国際コミュニケーション学科
	国際観光学科

2 各学部の目的は、次のとおりとする。

(1) 経済学部

国際化・情報化により益々複雑化する現代経済社会にあって、グローバルな視野と鋭い分析・判断能力を兼備した産業人として活躍できる人材の育成

(2) 経営学部

幅広い教養と経営学に関する専門知識を身につけ、事業運営能力、情報分析力、コミュニケーション能力、新分野への関心とチャレンジ精神、社会適応力を身につけ、現代社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成

(3) 総合情報学部

データサイエンスやICTとビジネスの知識を兼ね備え、多様な学びから得

られた総合的視野に立って現代社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成

(4) 国際学部

コミュニケーション力と幅広い教養を身につけ、文化の多様性を理解することで、国際社会で実践的に活躍できる人材の育成

(大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。大学院の学則は別に定める。

(修業年限)

第3条 本学の修業年限は4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第4条 本学の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	290名	—	1,160名
経営学部	経営学科	290名	—	1,160名
総合情報学部	総合情報学科	176名	—	704名
国際学部	国際コミュニケーション学科	155名	2名	624名
	国際観光学科	144名	2名	580名

第2章 学年、学期、休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学創立記念日 5月26日

(4) 春期休業 3月26日から3月31日

(5) 夏期休業 8月1日から9月30日

(6) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日

2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更、又は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 授業科目

(授業科目の区分)

第8条 授業科目は、その内容により、一般教育科目、キャリア教育科目及び学科科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第9条 授業科目の名称、単位数及び履修区分は、各学部及び各課程の履修規程に定める。

(単位)

第10条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容

をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義による授業科目は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 外国語科目は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 演習は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実技と実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる科目には、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第4章 履修方法、課程修了の認定、学習評価及び学位

(卒業の要件)

第11条 本学の課程を修了するためには、4年以上在学し、次の各号及び各学部履修規程の定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 一般教育科目は、30単位以上
- (2) 学科科目は、72単位以上
- (3) 第1号及び第2号の他に、学科科目、一般教育科目及びキャリア教育科目の中から22単位

(履修方法)

第12条 一般教育科目、キャリア教育科目及び学科科目の履修方法については、各学部の履修規程に定める。

(単位認定)

第13条 各授業科目の単位認定は、あらかじめ明示した成績評価基準に基づいて行う。成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

2 その他本学以外の学修で大学教育に相当する水準を有すると認められる場合には、単位を認定することができる。単位認定に関する規程は、別に定める。

(卒業及び学位)

第14条 第11条の規定によって本学の課程を修了した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 卒業を認定された者には、経済学部経済学科においては学士(経済学)の学位、経営学部経営学科においては学士(経営学)の学位、総合情報学部総合情報学科においては学士(総合情報学)の学位、国際学部国際コミュニケーション学科においては学士(国際コミュニケーション学)の学位、国際学部国際観光学科においては学士(国際観光学)の学位を授与する。

(教育職員免許状取得の履修方法)

第15条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第11条に規定する単位のほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に基づき、本学で定める所要の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状取得に関わる科目の履修方法については、別に定める。

3 本学の学部の学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	教員の免許状の種類	免許教科
経済学部	経済学科	中学校教諭1種免許状	社会
			地理歴史

		高等学校教諭1種免許状	公民
経営学部	経営学科	高等学校教諭1種免許状	商業
総合情報学部	総合情報学科	高等学校教諭1種免許状	情報
国際学部	国際コミュニケーション学科	中学校教諭1種免許状	英語
		高等学校教諭1種免許状	英語
	国際観光学科	中学校教諭1種免許状	社会
		高等学校教諭1種免許状	地理歴史 公民

(司書及び司書教諭資格取得の履修方法)

第15条の2 司書及び司書教諭の資格を取得しようとする者は、第11条に規定する単位のほか、図書館法施行規則(昭和25年文部省令第27号)及び学校図書館法による学校図書館司書教諭講習規程(昭和29年文部省令第21号)に基づき、本学で定める所要の単位を修得しなければならない。

2 司書及び司書教諭資格取得に関わる科目の履修方法については、別に定める。
(学芸員資格取得の履修方法)

第15条の3 学芸員の資格を取得しようとする者は、第11条に規定する単位のほか、博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に基づき、本学で定める所要の単位を修得しなければならない。

2 学芸員資格取得に関わる科目の履修方法については、別に定める。

第5章 入学、休学、退学、転学、除籍

(入学の時期)

第16条 入学は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月31日文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第18条 本学に入学を志願する者は、所定の手続によって願い出るものとする。

2 入学志願の手続は別に定める。

(入学者の選考)

第19条 前条の入学志願者に対しては、学力、人物、身体等について選考を行う。

2 選考の結果、合否の判定は教授会の議を経て学長が行う。

(入学手続)

第20条 前条の選考の結果、合格の通知をうけた者は、指定の期日までに所定の書

類を提出するとともに、所定の納付金を納入して、入学手続を完了しなければならない。

2 前項の入学手続を完了した者に対しては、学長が入学を許可する。

(休学)

第21条 病気その他の事由により、引き続いて3か月以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は1年以内とし、特別の理由がある場合は、引き続き1年を限度として延長を認めることができる。

3 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、第3条に定める在学年数に算入しない。

(復学)

第21条の2 休学期間中に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(退学及び転学)

第22条 退学又は転学しようとする者は、その事由を明らかにし、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得なければならない。

(編入学)

第23条 本学に編入学を希望する者がいるときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。

2 編入学に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は当該教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第3条に規定する年数を在学しても卒業できない者

(2) 授業料及び施設費(以下「授業料等」という。)の納付を怠り、督促をうけてもなお、これを納付しない者

2 前項第2号により除籍された者は、除籍後3か月以内に限り、復籍を願い出ることができる。

(再入学)

第24条の2 第22条により退学した者が、再入学を希望するときは、学長の許可を得て認めることがある。

2 前条第1項第2号による除籍者の再入学も前項に準ずる。

3 再入学に関する規程は、別に定める。

(転部・転科)

第24条の3 本学の学生で、本学の他の学部・学科に転部・転科を志願する者については、当該教授会の議を経て学部長が選考し、学長がこれを許可することがある。

2 転部・転科に関する規程は、別に定める。

第6章 入学検定料及び学納金

(入学検定料及び学納金)

第25条 本学の入学検定料及び学納金は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料 10,000円

(2) 学納金 入学金 210,000円

授業料 800,000円(年額)

施設費 280,000円(年額)

- 2 既納の入学検定料及び学納金は、別に定める場合を除き、これを返戻しない。
- 3 特別の事情があると認める場合は、授業料等の延納、分納及び減免を許可することがある。授業料等の延納、分納及び減免に関する規程は別に定める。
- 4 外国留学中における本学の授業料等は原則として減免されない。

(授業料等の納付)

第26条 授業料等は、出席の有無にかかわらず、指定の期日までに納めなければならない。

- 2 休学中の授業料等は徴収しない。
- 3 学期の途中から復学する者は、その期の授業料等を納付しなければならない。

(実験、実習費等)

第27条 実験、実習その他に要する校費は、別に徴収する。

第7章 職員組織

(職員組織)

第28条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

- 2 本学の学部に学部長を、大学院に研究科長を置く。
- 3 前2項に定めるもののほか、教務部長、学生部長、図書館長、研究部長、産業経済研究所長、大学教育センター長、キャリアセンター長、学長室入試担当部長、情報センター長、中小企業ベンチャー支援センター長、国際交流センター長、大学事務局長、学長室長、教務部事務部長、学生部事務部長及び研究部事務部長を置く。

(学長、副学長及び学部長等の職務)

第29条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。
- 3 前条第2項及び第3項に規定する組織の長は、それぞれその組織に関する校務をつかさどる。

第8章 評議会及び教授会

(評議会)

第30条 管理運営上の全学的な重要事項を審議するため、本学に評議会を置く。

- 2 評議会は、学長、副学長、各学部長、研究科長、大学事務局長及び各学部から選出された専任教員をもって組織する。
- 3 評議会は、学長が招集する。
- 4 評議会の審議事項は、評議会規程に定める。

(教授会)

第31条 各学部の重要事項を審議し、教育研究に関する専門的な観点から学長に意見を述べるため、本学の各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、各学部に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、学部長が招集する。
- 4 教授会の審議事項は、教授会等規則に定める。

第9章 図書館

(図書館)

第32条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は別に定める。

第10章 研究所等

(研究所等)

第33条 本学に研究所、センターその他の附属教育研究機関(以下「研究所等」という。)を置く。

2 研究所等に関する規程は別に定める。

第11章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第34条 本学に厚生保健施設を設ける。

2 厚生保健施設に関する規程は別に定める。

第12章 外国人留学生及び本学学生の留学

(外国人留学生及び本学学生の留学)

第35条 第17条の入学資格を有する外国人であつて、日本政府、日本政府の承認した外国政府及び団体若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書又はこれに準ずる証明書のある者に限り、各学部で選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生が前項により、本学に入学を希望するとき及び入学後の取扱に関する規程は別に定める。

3 本学学生の国内外留学に関しては、別に定める。

第13章 科目等履修生及び聴講生

(科目等履修生及び聴講生)

第36条 本学の授業科目あるいは複数科目からなるコースの履修及び単位の修得を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、各学部で選考の上、学長が科目等履修生としてこれを許可する。

2 本学の授業科目について聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学習に妨げのない限り、各学部で選考の上、学長が聴講生としてこれを許可する。

3 科目等履修生及び聴講生に関する規程は別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第37条 本学学生で、性行及び学業の特に優秀な者は表彰する。

(懲戒)

第38条 本学学生で、本学の学則及び諸規程に違反し、その他学生の本分に反した行為があつたと認められる者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第15章 改正

(学則の変更)

第39条 本学則の変更は、評議会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、昭和40年4月1日から施行し、施行に必要な細則は別に定める。

附 則(昭和43年4月1日)

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日)

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日)

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第25条に規定する学納金の改正規定は、昭和50年度入学生から適用し、昭和49年度以前に入学した者の学納金は、なお従前の例による。

附 則(昭和51年4月1日)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第25条に規定する学納金の改正規定は、昭和51年度入学生から適用し、昭和50年度以前に入学した者の学納金は、なお従前の例による。

附 則(昭和52年4月1日)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第25条に規定する学納金の改正規定は、昭和53年度入学生から適用し、昭和52年度以前に入学した者の学納金は、なお従前の例による。

附 則(昭和54年4月1日)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第9条の別表、第11条の規定及び第25条に規定する学納金の改正規定は、昭和55年度入学生から適用し、昭和54年度以前に入学した者の学納金は、なお従前の例による。

附 則(昭和56年4月1日)

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日)

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定、第9条の別表及び第25条に規定する学納金の改正規定は、昭和57年度入学生から適用し、昭和56年度以前に入学した者の学納金は、なお従前の例による。

附 則(昭和58年4月1日)

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表の改正規定は、全学年に適用し、昭和59年度以前に入学した者の履修についての経過措置は別に定める。
- 3 第25条に規定する学納金の改正規定は、昭和60年度入学生から適用し、昭和59年度以前に入学した者の学納金は、なお従前の例による。

附 則(昭和61年4月1日)

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日)

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定にかかわらず、昭和62年度から平成7年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
商学部	商学科	400名	1,600名
	経営情報学科	150名	600名
経済学部	経済学科	400名	1,600名

附 則(昭和63年4月1日)

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月1日)

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第25条に規定する学納金の改正規定は、平成元年度入学生から適用し、昭和63年度以前に入学した者の学納金は、なお従前の例による。

附 則(平成2年4月1日)

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第25条に規定する学納金の改正規定は、平成2年度入学生から適用し、平成元年度以前に入学した者については次のとおりとする。

単位：円 全て年額

	平成元年度	昭和60～63年度	昭和57～59年度	昭和56年度
授業料	490,000	390,000	340,000	300,000
施設整備費	278,100	—	—	—
施設拡充費	—	41,200	—	—
維持費	—	309,000	236,900	216,300

附 則(平成3年4月1日)

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第15条に規定する教育職員免許状取得の履修方法の改正規定は、平成2年度入学生から適用し、平成元年度以前に入学した者の教育職員免許状取得の履修方法は、なお従前の例による。

附 則(平成3年10月1日)

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成4年2月1日)

この学則は、平成4年2月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日)

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第4条及び附則(昭和62年4月1日)の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

		平成4年度～平成7年度		平成8年度～平成11年度	
学部	学科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商学部	商学科	450名	1,800名	350名	1,400名
	経営情報学科	200名	800名	200名	800名
経済学部	経済学科	450名	1,800名	350名	1,400名

附 則(平成5年4月1日)

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第25条に規定する学納金の改正規定は、平成5年度入学生から適用し、平成4年度以前に入学した者については、次のとおりとする。

単位：円 全て年額

	平成元年～4年度	昭和60年～63年度
授業料	490,000	390,000
施設整備費	270,000	—
施設拡充費	—	40,000
維持費	—	300,000

附 則(平成6年4月1日)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月1日)

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日)

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 第2条、第4条、第8条、第9条別表、第10条第2項、第11条、第12条、第14条第2項及び第15条第3項の改正規定については、平成8年度入学生から適用し、平成7年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 第25条に規定する学納金の改正規定は、平成8年度入学生から適用し、平成7年度以前に入学した者については、次のとおりとする。

単位：円 全て年額

	平成5年～7年度	平成元年～4年度	昭和60年～63年度
授業料	590,000	490,000	390,000
施設整備費	270,000	270,000	—
施設拡充費	—	—	40,000
維持費	—	—	300,000

- 4 第4条及び附則(平成4年4月1日)の規定にかかわらず、平成8年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
流通学部	流通学部	450名	1,800名
経済学部	経済学科	450名	1,800名
経営情報学部	経営情報学科	200名	800名

附 則(平成9年4月1日)

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 第2条、第4条、第9条別表、第14条第2項及び第15条第3項の改正規定については、平成9年度入学生から適用し、平成8年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 第4条、附則(平成4年4月1日)及び附則(平成8年4月1日)第4項の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
流通学部	流通学部	400名	—	1,600名
経済学部	経済学科	400名	—	1,600名
経営情報学部	経営情報学科	200名	—	800名
国際コミュニケーション学部	文化コミュニケーション学科	95名	10名	400名
	国際観光学科	95名	10名	400名

附 則(平成10年4月1日)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第15条の3の改正規定については、平成9年度入学生から適用し、平成8年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成11年4月1日)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第25条に規定する学納金の改正規定については、平成11年度入学生から適用し、平成10年度以前に入学した者については、次のとおりとする。

単位：円 全て年額

	平成8年度～10年度	平成5年度～7年度	平成元年度～4年度
授業料	650,000	590,000	490,000
施設整備費	270,000	270,000	270,000

附 則(平成12年4月1日)

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 第4条、附則(平成4年4月1日)及び附則(平成8年4月1日)第4項並びに附則(平成9年4月1日)第3項の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの入学定員は、次のとおりとする。

平成12年度

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
流通学部	流通学科	385名	—	1,585名

経済学部	経済学科	385名	—	1,585名
経営情報学部	経営情報学科	195名	—	795名
国際コミュニケーション学部	文化コミュニケーション学科	95名	10名	400名
	国際観光学科	95名	10名	400名

平成13年度

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
流通学部	流通学科	370名	—	1,555名
経済学部	経済学科	370名	—	1,555名
経営情報学部	経営情報学科	190名	—	785名
国際コミュニケーション学部	文化コミュニケーション学科	95名	10名	400名
	国際観光学科	95名	10名	400名

平成14年度

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
流通学部	流通学科	355名	—	1,510名
経済学部	経済学科	355名	—	1,510名
経営情報学部	経営情報学科	185名	—	770名
国際コミュニケーション学部	文化コミュニケーション学科	95名	10名	400名
	国際観光学科	95名	10名	400名

平成15年度

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
流通学部	流通学科	340名	—	1,450名
経済学部	経済学科	340名	—	1,450名
経営情報学部	経営情報学科	180名	—	750名
国際コミュニケーション学部	文化コミュニケーション学科	95名	10名	400名
	国際観光学科	95名	10名	400名

平成16年度

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
流通学部	流通学科	325名	—	1,390名
経済学部	経済学科	325名	—	1,390名
経営情報学部	経営情報学科	175名	—	730名
国際コミュニケーション学部	文化コミュニケーション学科	95名	10名	400名
	国際観光学科	95名	10名	400名

- 3 第25条に規定する学納金の改定規定は、平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前に入学した者については、次のとおりとする。

単位：円 全て年額

	平成11年度	平成8年度～10年度	平成5年度～7年度	平成元年度～4年度
授業料	960,000	650,000	590,000	490,000
施設整備費	—	270,000	270,000	270,000

附 則(平成13年4月1日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第25条に規定する学納金の改正規定は、平成13年度入学生から適用し、平成12年度以前に入学した者については、次のとおりとする。

単位：円 全て年額

	平成12年度	平成11年度	平成8年度～10年度	平成6年度～7年度
授業料	1,000,000	960,000	650,000	590,000
施設整備費	—	—	270,000	270,000

附 則(平成14年4月1日)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第8条から第12条及び第15条の3の改正規定は、平成14年度入学生から適用し、平成13年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 第25条に規定する学納金の改正規定は、平成14年度入学生から適用し、平成13年度以前に入学した者については、次のとおりとする。

単位：円 全て年額

	平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成8年度～10年度	平成7年度
授業料	1,040,000	1,000,000	960,000	650,000	590,000
施設整備費	—	—	—	270,000	270,000

附 則(平成15年4月1日)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第9条の別表の改正規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 第24条第1項第2号、第25条第3項、第25条第4項及び第26条の改正規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 4 第25条第1項第2号に規定する学納金の改正規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前に入学した者については、次のとおりとする。

単位：円 全て年額

	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成8年度～10年度
授業料	1,080,000	1,040,000	1,000,000	960,000	650,000
施設整備費	—	—	—	—	270,000

附 則(平成16年4月1日)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第4条、第9条、第14条第2項及び第15条第3項の改正規定は、平成16年度入学生から適用し、平成15年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月1日)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第9条第3号で規定する別表1—3及び別表4の改正規定は、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年4月1日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条、第8条、第11条、第12条、第14条第2項及び第15条第3項の改正規定については、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成23年4月1日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月27日)

この学則は、平成26年2月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年2月26日)

この学則は、平成27年2月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年2月26日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月26日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第4条の改正規定については、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月4日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第4条の改正規定については、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月8日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月8日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第4条の改正規定については、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前に

入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月26日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第11条の改正規定については、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月7日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条及び第14条第2項の改正規定については、令和6年度入学生から適用し、令和5年度以前に入学した者及び令和6年度、令和7年度に入学する3年次編入生については、なお従前の例による。
- 3 第15条第3項の表及び第35条第3項の改正規定については、令和6年度入学生から適用し、令和5年度以前に入学した者については、なお従前の例による。